

令和2年4月28日

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う当協会の対応について（対応期間の延長）

一般社団法人 住宅性能評価・表示協会

当協会におきましては、緊急事態宣言の発出を踏まえ、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するために在宅勤務等の対応を導入しています。

今後、緊急事態宣言が延長された場合は、当協会の対応も当面の間、延長することと致します。

対応にお時間をいただく場合もございますが、ご理解いただきますようお願い申し上げます。

また、お問い合わせに関しましては、電話対応が困難な場合がございますので、極力、電話のご利用ではなく、メール等のご利用をお願い申し上げます。

記

1. 対応期間 令和2年4月13日(月)～5月6日(水)

(緊急事態宣言が解除されるまで)

なお、緊急事態宣言の内容の見直し等により実施期間が延長された場合には、本対応期間の見直しを行う場合もあります。

2. コールセンター業務休止

本対応期間中、電話によるコールセンター業務は休止いたします。

お急ぎの場合にはメール (webmaster@hyoukakyoukai.or.jp) によるお問い合わせをお願いいたします。

3. ゴールデンウィーク期間中の事務所閉鎖

4月30日(木)～5月1日(金)は事務所を閉鎖いたします。